

(写)

長門市告示第 13 号

令和 8 年 3 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 3 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 8 年 2 月 13 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 9 号）

第 2 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 3 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

第 4 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 5 号 令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 6 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 7 号 令和 8 年度長門市一般会計予算

第 8 号 令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第 9 号 令和 8 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第 10 号 令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計予算

第 11 号 令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 12 号 令和 8 年度長門市水道事業会計予算

第 13 号 令和 8 年度長門市下水道事業会計予算

第 14 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第 15 号 長門市税条例の一部を改正する条例

第 16 号 長門市立保育園条例の一部を改正する条例

第 17 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 18 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

第 19 号 長門市 6 次産業化支援施設条例の一部を改正する条例

第 20 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例

第 21 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例

第 22 号 工事請負契約の一部を変更することについて（小島 B 防波堤撤去工事
（第 2 工区））

- 第 23 号 財産の無償譲渡について
- 第 24 号 市道路線の認定及び廃止について
- 第 25 号 専決処分の承認について（令和 7 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号））
- 第 26 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 27 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 28 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 29 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 30 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 長門市教育委員会委員の任命について
- 第 33 号 長門市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 34 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 10 号）

報告

- 第 1 号 長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

令和 8 年 3 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 2 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 4 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 号 令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和 8 年度長門市一般会計予算
- 第 8 号 令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9 号 令和 8 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 8 年度長門市水道事業会計予算
- 第 13 号 令和 8 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 14 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市税条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市立保育園条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市 6 次産業化支援施設条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 工事請負契約の一部を変更することについて（小島 B 防波堤撤去工事
（第 2 工区））
- 第 23 号 財産の無償譲渡について
- 第 24 号 市道路線の認定及び廃止について
- 第 25 号 専決処分の承認について（令和 7 年度長門市一般会計補正予算（専決
第 1 号））
- 第 26 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 27 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 28 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 29 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 30 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 長門市教育委員会委員の任命について
- 第 33 号 長門市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 34 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 10 号）

報告

- 第 1 号 長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

議案第 14 号

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行							
別表(第 2 条、第 5 条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額				別表(第 2 条、第 5 条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額							
区分		報酬		費用弁償		区分		報酬		費用弁償	
(略)				(略)							
(略)				一般職の職務にある者の旅費相当額							
生活保護嘱託医	一般	月額	<u>121,000 円</u>	生活保護嘱託医	一般	月額	<u>110,400 円</u>				
	精神	月額	<u>16,000 円</u>		精神	月額	<u>14,500 円</u>				
保育園嘱託医	1 園につき、年額 <u>230,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額			保育園嘱託医	1 園につき、年額 <u>193,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額						
保育園歯科医	1 園につき、年額 <u>230,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額			保育園歯科医	1 園につき、年額 <u>193,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額						
(略)				(略)							
幼稚園嘱託医	1 園につき、年額 <u>230,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額			幼稚園嘱託医	1 園につき、年額 <u>193,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額						
幼稚園歯科医	1 園につき、年額 <u>230,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額			幼稚園歯科医	1 園につき、年額 <u>193,000 円</u> に、園児 1 人につき 200 円を加えた額						
幼稚園薬剤師	1 園につき、年額 <u>111,000 円</u>			幼稚園薬剤師	1 園につき、年額 <u>93,500 円</u>						
学校医	1 校につき、年額 <u>230,000 円</u> に、児			学校医	1 校につき、年額 <u>193,000 円</u> に、児						

	童生徒 1 人につき 200 円を加えた額		童生徒 1 人につき 200 円を加えた額
学校耳鼻 咽喉科医	1 校につき、年額 <u>230,000 円</u> に、児 童生徒 1 人につき 200 円を加えた額	学校耳鼻 咽喉科医	1 校につき、年額 <u>193,000 円</u> に、児 童生徒 1 人につき 200 円を加えた額
学校眼科 医	1 校につき、年額 <u>230,000 円</u> に、児 童生徒 1 人につき 200 円を加えた額	学校眼科 医	1 校につき、年額 <u>193,000 円</u> に、児 童生徒 1 人につき 200 円を加えた額
学校歯科 医	1 校につき、年額 <u>230,000 円</u> に、児 童生徒 1 人につき 200 円を加えた額	学校歯科 医	1 校につき、年額 <u>193,000 円</u> に、児 童生徒 1 人につき 200 円を加えた額
学校薬剤 師	1 校につき 年額 <u>111,000 円</u>	学校薬剤 師	1 校につき 年額 <u>93,500 円</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

長門市税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例の一部を改正する条例

長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 2 章 普通税 第 2 節 固定資産税 (審査委員会の委員の定数) 第 78 条 審査委員会の委員の定数 は、 <u>6 人以内</u> とする。	本則 第 2 章 普通税 第 2 節 固定資産税 (審査委員会の委員の定数) 第 78 条 審査委員会の委員の定数 は、 <u>6 人</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

長門市立保育園条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市立保育園条例の一部を改正する条例

長門市立保育園条例（平成 17 年長門市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長門市立通保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料 (保険料の賦課額) 第 14 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料 (保険料の賦課額) 第 14 条の 2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 (略)</p>

(基礎賦課総額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金

(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用

(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。) 並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付

(基礎賦課総額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金

(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用

(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。) 高 高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。) 及び 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)

_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付

金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ (略)

(3) (略)

(基礎賦課限度額)

第18条の6 第15条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による

金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ (略)

(3) (略)

(基礎賦課限度額)

第18条の6 第15条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による

保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(2)・(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合であっても、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として

保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。） _____

(2)・(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合であっても、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として

算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2)・(3) (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 18 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第 22 条、第 22 条の 3、第 22 条の 4 及び第 22 条の 5 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 22 条の 5 に規定する基準

算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2)・(3) (略)

(新設)

に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)
及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第 27 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)
第 18 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(新設)

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

(新設)

第 18 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 18 条の 16 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率) (新設)

第 18 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 18 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。) の 100 分の 50 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料の算定に係る額の 100 分の 32 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18 歳以上被保険者均等割 第 18 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 18 に相当

する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の17 第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の6の3若しくは第18条の14の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となっ

(新設)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となっ

額、同条第5項に定める額、第22条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第22条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号並びに第 5 項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除

金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除

額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号並びに第 5 項において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 31 万円 に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者
- アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算

額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号_____において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 30 万 5 千円 に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者
- アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じ

した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「67万

て得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「66万

円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

(新設)

(2) 第1項第1号に規定する総所得

金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、
イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得

金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額

(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第18条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当た

(新設)

り軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項、第18条の6の4、第18条の9及び第18条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」「については、同法)とあるのは「については、地方税法」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定

(特例対象被保険者等の特例)

第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」「については、同法)とあるのは「については、地方税法」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定

により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。)

。

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の16」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の16第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と、第6項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第18条」とあるのは「第18条の17」と、第6項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の16第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の

により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

。

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と

_____、
_____、「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(新設)

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の

賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 67 万円を超える場合には、67 万円)とする(第 6 項に掲げる場合を除く)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 3 で定める場合には、出産の日。第 27 条の 4 第 1 項及び第 2 項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 3」と、「67 万円」とあるのは「26 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 8」と、「67 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。

賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 66 万円を超える場合には、66 万円)とする(第 5 項に掲げる場合を除く)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。第 27 条の 4 第 1 項及び第 2 項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 3」と、「66 万円」とあるのは「26 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 8」と、「66 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第 22 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 15 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 67 万円を超える場合には、67 万円)とする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 3」と、「67 万円」とあるのは「26 万円」と、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と、第 7 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

9 第 6 項及び第 7 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の

(新設)

5 当該年度において、第 22 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 15 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 66 万円を超える場合には、66 万円)とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 3」と、「66 万円」とあるのは「26 万円」と

_____、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の

じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第18条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条の2、第18条の6、第18条の13から第18条の17まで及び第21条から第22条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p data-bbox="327 752 419 786">附 則</p> <p data-bbox="252 795 419 828">1～13 （略）</p> <p data-bbox="282 837 783 909"><u>（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p data-bbox="252 913 783 1995">14 <u>第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第 17 項までにおいて同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1</u></p>	<p data-bbox="895 752 987 786">附 則</p> <p data-bbox="820 795 987 828">1～13 （略）</p> <p data-bbox="820 837 908 871">（新設）</p>

項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）」とする。

15 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を

（新設）

下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

- 16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定
- (新設)

によって計算した金額に 65 万円から令和 7 年給与所得控除額（令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5 の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）とする。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

（新設）

17 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第 29 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であ

って、次のアからウまでに掲げる
場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金
額が 55 万 1,000 円以上 65 万
1,000 円未満であり、かつ、13
5 万円から同年の合計所得金額
を控除して得た額が、同年中の
給与等の収入金額から 55 万円
を控除して得た額以下である場
合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金
額が 65 万 1,000 円以上 161 万
9,000 円未満であり、かつ、13
5 万円から同年の合計所得金額
を控除して得た額が 10 万円以
下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金
額が 161 万 9,000 円以上 190
万円未満であり、かつ、135 万
円から同年の合計所得金額を控
除して得た額が、65 万円から、
同年中の給与等の収入金額から
当該給与等の収入金額を所得税
法等の一部を改正する法律第 1
条の規定による改正前の所得税
法別表第 5（以下「別表第 5」
という。）の給与等の金額とし
て、別表第 5 により当該金額に
応じて求めた別表第 5 の給与所
得控除後の給与等の金額を控除
して得た額を控除して得た額以
下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号
に掲げる者に該当せず、かつ、令
和 8 年度分の同法の規定による市
町村民税が課されていない者であ
って、次のアからウまでに掲げる
場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金
額が 55 万 1,000 円以上 65 万
1,000 円未満であり、かつ、地
方税法第 295 条第 3 項に規定す
る政令で定める基準に従い当該
市町村の条例で定める金額から
同年の合計所得金額を控除して
得た額が、同年中の給与等の収
入金額から 55 万円を控除して
得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

18 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。 (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

長門市 6 次産業化支援施設条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市 6 次産業化支援施設条例の一部を改正する条例

長門市 6 次産業化支援施設条例（令和 4 年長門市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>研究及び商品開発</u>(以下「<u>研究等</u>」という。)の促進及び人材の育成を図り、少量多品種の農林水産物の付加価値を高めることにより、農業漁業従事者等の所得増大を推進するとともに、地域産業の振興を図ることを目的として、6 次産業化支援施設を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 地域産品の<u>研究等</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>研究等</u>に係る人材育成に関すること。</p> <p>(3) その他<u>研究等</u>に関すること。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 7 条 支援施設のうち第 3 条第 1 号から第 5 号までに規定する施設及び別表に掲げる附属設備器具を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第 11 条 市は、<u>施設及び附属設備器具</u>を使用する者から、別表に定める使用料を徴収する。</p>	<p>本則</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>商品開発</u>の促進及び人材の育成を図り、少量多品種の農林水産物の付加価値を高めることにより、農業漁業従事者等の所得増大を推進するとともに、地域産業の振興を図ることを目的として、6 次産業化支援施設を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 地域産品の<u>商品開発</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>商品開発</u>に係る人材育成に関すること。</p> <p>(3) その他<u>商品開発支援</u>に関すること。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 7 条 支援施設のうち第 3 条第 1 号から第 4 号までに規定する施設及び別表に掲げる附属設備器具を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第 11 条 市は、<u>支援施設の施設のうち附属設備器具</u>を使用する者から、別表に定める使用料を徴収する。</p>

別表(第 11 条関係)

施設使用料

区分	使用時間及び 1 室当りの使用料		
	午前 9 時から	午後 1 時から	午前 9 時から
	午後 1 時まで	午後 5 時まで	午後 5 時まで
食肉加工室	500 円	500 円	1,000 円
惣菜加工室			
菓子製造室			
食品製造室			
ワーキング ルーム			

附属設備器具使用料

区分	機器名	使用料 / 1 時間
(略)		
備考 市内に住所を有しない個人及び市内に事業所を有しない団体については、この表に定める額の <u>4 倍</u> の額とする。		

別表(第 11 条関係)

(新設)

施設	機器名	使用料 / 1 時間
(略)		
備考 市内に住所を有しない個人及び市内に事業所を有しない団体については、この表に定める額の <u>2 倍</u> の額とする。		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行						
別表第 2(第 27 条関係) 料金					別表第 2(第 27 条関係) 料金						
用途	口径	基本料金 (1 月に つき)	従量料金 (1 m ³ (立方メートル) に つき)		付記	用途	口径	基本料金 (1 月に つき)	従量料金 (1 m ³ (立方メートル) に つき)		付記
			0 m ³ を超え 10 m ³ 以下の使用 水量	10 m ³ を超える使用 水量					0 m ³ を超え 10 m ³ 以下の使用 水量	10 m ³ を超える使用 水量	
一般用	13 mm (ミ リメ ート ル)	1,100 円	50 円	155 円		一般用	13 mm (ミ リメ ート ル)	1,000 円	10 円	140 円	
	20 mm	1,600 円					20 mm	1,500 円			
	25 mm	2,400 円					25 mm	2,250 円			
	30 mm	5,000 円					30 mm	4,600 円			
	40 mm	5,900 円					40 mm	5,400 円			
	50 mm	7,800 円	155 円				50 mm	7,100 円	140 円		
	75 mm	18,100 円					75 mm	16,500 円			

	100 mm	<u>29,000 円</u>					
	150 mm	<u>88,000 円</u>					
船舶用	100 mm	<u>26,700 円</u>					
	150 mm	<u>80,000 円</u>					
			<u>225 円</u>	口径 50 mm 以上のメーターを使用するものは、料金のほかに市長の定めるメーター費を加えるものとする。			
			<u>204 円</u>	口径 50 mm 以上のメーターを使用するものは、料金のほかに市長の定めるメーター費を加えるものとする。			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道の供給を受ける者で、施行日以後の検針において、施行日前の計量が含まれるものの料金については、改正後の長門市水道給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 21 号

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

長門市火災予防条例（平成 17 年長門市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、<u>定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備に</u></p>	<p>本則</p> <p>第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>(新設)</p>

あつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第6章 雑則

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれの

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第6章 雑則

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれの

<p>ある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p>ある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 22 号

工事請負契約の一部を変更することについて（小島 B 防波堤撤去工事（第 2 工区））

令和 7 年 6 月長門市議会定例会の議決を経て締結した小島 B 防波堤撤去工事（第 2 工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

契約金額「188,870,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 17,170,000 円）」を「204,502,100 円（うち消費税及び地方消費税の額 18,591,100 円）」とする。

議案第 23 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

1 無償譲渡する財産

建物

所在地 長門市東深川字浜添 318 番地 15

構造 鉄骨スレート瓦葺平屋建て

延床面積 75.00 平方メートル

2 無償譲渡の相手方

長門市東深川 [REDACTED]

田屋区自治会 代表者 [REDACTED]

議案第 24 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の路線を市道に認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

路線名	認定路線		廃止路線		摘要
	起点	終点	起点	終点	
湯本八反ヶ坪 1 号線	深川湯本字八反ヶ坪	深川湯本字金池			認定
天神迫田線			油谷向津具下 字本郷鳥ノ子	油谷向津具下 字本郷	廃止

議案第 25 号

専決処分の承認について（令和 7 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号））

令和 7 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 23 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 26 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 古江 直樹
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 27 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 行實 信一
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 28 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 杉山 聡
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 29 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 中尾 努
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 30 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 吉村 典和
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 31 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 三輪 和明
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第33号

長門市過疎地域持続的発展計画の変更について

長門市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 1 号

長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 2 月 13 日 提出

長門市長 江 原 達 也